

《資料》

イギリス貨幣・金融史年表（5）
：1931-1945年

一ノ瀬 篤

序

1931年秋の金本位制停止から第2次世界大戦終了時までのイギリス貨幣・金融史年表の作成が、本稿の課題である。

これまで〔拙稿「イギリス貨幣・金融史年表」(1)-(4), 愛媛大学法文学部論集『経済学』第15, 16, 18, 20号, 1982-1987年〕は、各号において、その前号が対象とした時期について、通貨管理上の主要問題を摘出し、簡単な解説を加えていた。しかし、前号対象時期(1914-1931年)及び本号対象時期については、直接現代に接続する重要問題が多いので、別の機会に詳細に論じたい。本稿ではたんに年表を提示するにとどめ、これをもって、ひとまず、この年表作成作業を終わることとする。内容は R. S. Sayers, *The Bank of England, 1891-1944* (1976) 及び R. S. Sayers, *Financial Policy, 1939-1945* (1956) に最も多く依拠している。

年	公定歩合	事 項	備 考
1931	9.20 4.5→6%	9・21 金本位制(修正)法 (the Gold Standard [Amendment] Act) 成立 イングランド銀行券の金兌換を停止	10.27 総選挙 (第3次マクドナルド内閣一連立一成立)
		9.24 イングランド銀行が為替下落放任を確認 (この日, 3.865ドル)	
		10月 イングランド銀行が自行の先物為替取引を容認 (但し, ごく例外的にのみ)	
		11.4 イングランド銀行ノーマン総裁, 不況下でも6%公定歩合の維持が必要な旨, 同行内部で言明	
		11.5 蔵相にN. Chamberlain 就任	
		12・2 ポンドが3.24ドルに下落 (ボトム)	
1932		1・16 ポンドが3.49ドルまで反転上昇	
		1・23 英・米他7か国が対ドイツ債権据置協定を更新・締結 元本を10%削減し, 向こう1年間, 債権凍結	
		2・11 ノーマン総裁の公定歩合据置意向に対して理事会が批判	
	2・18 6→5%		
	3・10 5→4%	3月中旬 為替平衡勘定 (Exchange Equalization Account) の検討開始	
	3.17 4→3.5%	4・1 ポンドが3.82ドルまで上昇	
	4.21 3.5→3%		
	5.12 3→2.5%	6月 イングランド銀行の救済融資額ピーク (約1700万ポンド) 但し救済態度は厳しく, 自	

年	公定歩合	事 項		備 考
1933	6.30 2.5→2%	6・30 助・経営責任完遂が原則 5%戦時国債借換え計画公表 史上最大の借換え。21億ポ ンド（総債務の25%）を3.5% に。結果は大成功（借換え率 88.5%）	こ の 年 の 後 半 ポ ン ド 軟 調	7.9 ローザン ヌ会議終了 曖昧ながら ドイツ賠償が 終了した旨を 了承 11.8 アメリ カ大統領に F. ルーズベ ルト当選（就 任1933.3.4） 1.30 ヒット ラーがドイツ 首相に就任 3.17 シャハ トがライヒ ス・バンク総 裁に再任 4.19 アメリ カが金輸出禁 止 5.12 農業調
		7・1 為替平衡勘定発足 1.67億ポンドの基金設定 （後、次第に拡大して、1937 年には6.35億） 当初、資産の大半はTBで、 残りは外国為替で保有		
		この冬 英仏両国中央銀行の協調行 動。フランスがロンドンで借 入れ（約3000万ポンド）		

年	公定歩合	事 項	備 考
1934		6-12 ロンドン世界経済会議 (World Economic Conference) 66か国が参加。目的は経済秩序回復(物価引き上げ推進機運の高まり)	整法へのトーマス修正条項(アメリカ) 6.16 アメリカ1933年銀行法成立
		7-3 ルーズベルトの国際経済会議 批判電報(これによって、会議は崩壊) フランスを中心とする6か国の「一致協力宣言」:金本位制維持の決意表明	
		7-19 ドルが1ポンド=4.87ドルまで下落	
		8月 イギリス-オランダ間の為替安定協定 イギリスはこれによって金ブロック諸国との相場を安定させ得た	
1934			1.30-31 アメリカ金準備法 金1オンス=35ドル 為替平衡資金設置
1935		1月末-2月初め 塗料・胡椒市場で投機による価格崩落 James & Shakspeare 社倒産。イングランド銀行は投機の張本人は救済せず、関連倒産の防止のみに尽力	8.1 ニューゼーランド準備銀行開業 3.11 カナダ銀行開業 4.1 インド準備銀行開業

年	公定歩合	事 項	備 考
1936		<p>1月 政府はフランス政府に対して4000万ポンドの信用供与（しかし、信用は両国中央銀行を經由し、かつ資金は市場で調達された）</p> <p>7.23 チェンバレン＝ブルム会談 フランをめぐる意見交換（フランスの意志はフラン切下げ）。この後、フランを巡る米・英・仏の駆引き活発化</p> <p>9月頃 イングランド銀行の先物為替取引が本格化のきざし（それまではノーマンの方針により先物を投機視して控え目）</p> <p>9.25 英・米・仏三国通貨協定 フラン切下げ（1ポンド＝105フラン）、国際協力、貿易・為替管理縮小、切下げ競争の漸次的縮小を協定（フランスはこの時為替基金を設定）</p> <p>9.28 イングランド銀行が、ハンガリー据置手形は一引受人について50万ポンドまでのみ再割引適格と声明</p>	<p>5.31アルゼンチン中央銀行設立 （以上の諸中央銀行設立にはイングランド銀行の尽力大）</p> <p>5月 フランスでレオン・ブルムの人民戦線政府成立</p>
1937		<p>3.17 イングランド銀行が銀行等にドイツ据置手形債務を30%削減するよう要請</p> <p>4.7 アメリカの金価格引き下げルーマー（国際的な金価格引</p>	

年	公定歩合	事 項	備 考
1938		4月 き下げ予測の高まりを反映 フランが1ポンド=112フランに下落（三国通貨協定以降105フランに釘付けされていたが、この月は介入が行われなかった。この後も下落続く）	
		4月 National Defence Bond（国防債券）発行失敗。1億ポンドに対し応募は500万ポンド	
		5月 英連邦中央銀行総裁会議 広範な内容を討議。ノーマン総裁はイングランド銀行と大蔵省、イングランド銀行と他の中央銀行との関係を説明	
		5.28 J. Simon 蔵相に就任	
		6月 再び金価格引き下げルーマー	
		6.28 大蔵省が為替平衡勘定とイングランド銀行発行部の3月末の金保有高を公表し、以後、半年毎にこれを行う旨を発表	
		9月 割引商社の自己資本の最低額を30万ポンドと規定（小規模業者の淘汰姿勢明確化）	7.7 日中戦争開始
		2.1 対外与信規制を緩和（1919年以降も非公式の規制が続いていた）	
		5月初め フランス・フランは1ポンド=179フランまで下落。 英米はこれに抗議	
		5.5 フランス・フラン切下げ 1ポンド=179フランに	
		5.30 大蔵大臣がイングランド銀行総裁に国債引受に関する損失は政府が負担する旨の書簡	
		6月 イングランド銀行が製鉄会社 Richard Thomas & Company に救済融資（150万ポンド）	9.30 ミュンヘン協定調印
		11月 イングランド銀行が John Su-	

年	公定歩合	事 項	備 考
1939		mmers & Sons に100万ポンドを証券管理信託を通じて出資	
		12月 地方公共団体手形への差別措置を撤廃 イングランド銀行は伝統的に少数の地方公共団体の手形だけを再割引適格としていたが、この時、市場の流動性不足等から、全ての地方手形を適格とし、代わりに起債抑制等の制限を課した	
		2.28 Currency & Bank Note Act イングランド銀行は以後、保有金を市場価格で評価すべし（こうして平衡勘定は、市場操作のための金準備を入手できた。また発券量拡大も可能となった。金1オンス＝3 £ 17 s. 10½ d. という伝統的平価の変更をも意味）	1.21 シャハトがライヒスバンク総裁更迭
		5月 イングランド銀行は引受商社に据置手形をさらに40%減らすよう要請	この頃平衡勘定は多額の対外準備を失う
		6月 引受商社と割引商社は、イングランド銀行と金融情勢協議のための小委員会を設置	
		8.17-24 イングランド銀行から急激な準備流出(6500万ポンド)	
	8.24	8.24 為替相場支持を停止	
	2→4%	8.24 証券取引委員会は国債等について公定価格を決定（利回り約4%を含意）	
		8.24 緊急国力（防衛）法 財産・事業の接収・統制権を政府に付与	
		8.26 政府はアメリカで販売可能な証券の登録を強制	

年	公定歩合	事 項	備 考
	9.28 4→3%	<p>8.26 手形交換所が Staffordshire の Trentham Park に移転</p> <p>9.1 防衛（通貨）法 法貨の範囲をスコットランド、アイルランドの銀行券及び郵便為替にまで拡大 為替平衡勘定の資金を外貨及び外国証券に運用することを認める</p> <p>9.1-5 証券取引所を閉鎖</p> <p>9.3 新規証券発行を規制 大蔵省の許可無しでは、新規証券発行ができない</p> <p>9.3 外国為替管理令 この管理令に基づき、もしくは引き続いて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金・特定外貨の取引・保有を政府に集中 ・居住者による金・特定外貨・証券の輸出を原則禁止 ・1ポンド=4.06ドル（買い）の公定相場設定 ・スターリング圏を初めて法定 <p>9.6 イングランド銀行保有の金を為替平衡勘定に移管 同時に保証発行限度額を3億ポンドから5.8億ポンドに引き上げ（終戦時には13.5億ポンド）</p> <p>9.14 イングランド銀行が対ドル相場を4.04（買い）に引き下げ</p> <p>9月 60%の超過利潤税を賦課 この税は第1次大戦でも用いられた</p> <p>10.17 カナダとの間でスターリング圏諸国のカナダ・ドルの購入は英加両国中央銀行を通じて行うべく合意</p>	9.3 英仏両国 ドイツに宣戦

年	公定歩合	事 項	備 考
1940	10.26 3→2%	10月 大蔵省が銀行に貸出抑制を要請	11.4 アメリカが中立法を修正 イギリスは現金でならアメリカから物資を購入できる
		10.26 政府は利子率の上限を3%に制限（「3%戦争」の由来）	
		11.22 戦時貯蓄増強運動開始 国民貯蓄証書（National Savings Certificate）（期間5年，利率3%強，少額貯蓄対象。利子非課税。零細貯蓄吸収手段としては郵便貯蓄銀行預金と並んで重要）および新種の国防債券（期間7年，利率3%強，少額貯蓄対象。零細貯蓄吸収手段としては国民貯蓄証書に次ぐ重要性をもつ）を導入	
		11月末 為替管理を強化 非居住者へのポンド移転には一定の書類を必要とする	
		1.13 政府は地方公共団体に新規証券発行が許可制となる旨通達	
		1.17 4.5%借り換え公債3.53億ポンドを2%債に借り換え（満期は2,3年延長されたのみ）	
		2.17 政府は3000万ポンド相当のドル証券を強制買い上げ	
		3.7 アメリカ大陸への輸出についてはドルで送り状を作成するよう，政府が関係者に指示	
		3.12 3%戦時公債（満期15-19年）の発行失敗。このため，以後は公債の一挙大量発行は見合わせ，シリーズ式発行となる	
		4.13 ドル証券の強制買い上げを拡大（さらに2600万ポンド）	
		5.12 K. Wood 蔵相に就任	
		5.12 非居住者によるポンド証券販売を禁止	

年	公定歩合	事 項	備 考
		<p>5.29 超過利潤税の税率を100%に引き上げ（このため、それまで議論されていた株式配当の規制は棚上げ）</p> <p>6月 ケインズが大蔵省に勤務開始</p> <p>6.7 為替管理強化 政府はあらゆる商品について、輸出先や支払い方法を指示できる。政府はスターリング圏外の特定地域居住者への支払いを禁止できる</p> <p>6.25 国民戦時債券 (National War bond) のタップ発行開始 (TBを別とすれば戦時の最重要公債、満期5-7年、利率2.5%。以後、6シリーズにわたって発行)</p> <p>7.4 大蔵省預金証書 (Treasury Deposit Receipt) の導入 満期は6カ月、利率1.125%、流通性はないが緊急時にはイングランド銀行が公定歩合で割り引く。特別預金的機能を期待</p> <p>7.17 為替管理強化 これまでの諸規制の整理と簡明化が主</p> <p>8.21 外国保有のイングランド銀行券の輸入を禁止</p> <p>夏 スターリング圏外の全ての中立国と支払い協定を締結 二国間に特別の支払勘定を設定 (スイス及びアメリカとは、これとは別に登録勘定を設定)</p> <p>10.21 購買税 (purchase tax) 導入。主旨は特定商品の消費抑制</p>	

年	公定歩合	事 項	備 考
1941		11.11 カナダ政府に対しポンド防衛への協力と借款を要請	
		11.16 第3次のドル証券強制買い上げ（額は僅少）	
		12.27 3%貯蓄債券（Savings Bond）のトップ発行を導入（国民戦時債券に次ぐ比重、3シリーズにわたり発行、満期15-25年）	
		年末 為替平衡勘定の準備は7400万ポンドにまで減少（開戦時は6億500万ポンド）。この後はLend-lease と Mutual Aidで改善	
		1.11 第4次のドル証券強制買い上げ（2000万ポンド）	
		1.16 カナダ政府が2500万ドルをポンドと引き換えに売ることに同意	
		2.12 利子率の最高限3%を法定	
		3.27 カナダ政府がイギリスに対して、ポンドと引き換えに無制限にドルを売ることに同意（但し、為替相場変動に対する保証を要求）	3.11 アメリカで武器貸与法（Lend-lease Act）成立
		4.19 第5次のドル証券強制買い上げ（2600万ポンド）	
		5-6月 ケインズが戦時最初のアメリカ訪問	
		6.16 イングランド銀行がスターリング地域居住者のドル預金引出し・ドル証券取得を許可制とする	
		7.21 復興金融公社（米）から4.25億ドルの借入れが決定	
		12.16 蔵相が納税準備証書（Tax Reserve Certificate）発行を公表。納税資金をこの公債発	8.14 大西洋憲章

年	公定歩合	事 項	備 考
1942		<p>行で先取り（この場合付利。償還の場合は無利子）</p> <p>1.27 カナダ首相が対英10億ドル贈与と7億ドル無利子借款を發表。後者はポンド残高の借換</p> <p>2.23 米英相互援助協定（Mutual Aid Agreement） Lend-leaseの見返りにイギリスもアメリカに役務や石油等を提供</p> <p>5月 既発行証券の上場売出し（Stock Exchange Placing）について、政府—取引所間で協定（政府の資金統制政策を尊重）</p>	
1943		<p>1.1 1ポンド国民貯蓄証書の発行開始</p> <p>5.21-27 カナダと相互援助協定 カナダはイギリスに10億ドル援助。さらに軍需工場の購入代金等を支払う</p>	
1944		<p>9.24 J.Anderson 蔵相に就任</p> <p>4.6 所得税の源泉徴収制発足 従来は過年度所得を基礎として、月毎に均等割り</p> <p>4.25 超過利潤税の課税最低基準額を引き上げ</p> <p>6.14 カナダ議会在新相互援助条約下の援助支出金を8億ドルに減額</p> <p>6.19 新規証券のみならず、既発行証券の上場売り出しについても、証券業者は、資本発行委員会の認可したものしか取り扱わない旨、大蔵省—取引所間で協定（前年協約の強化）</p> <p>8.28 カナダ政府が6.55億ポンドの追加援助支出に同意。イギリ</p>	

年	公定歩合	事 項	備 考
1945		<p>スは引き換えに800万米ドルの対カナダ売却に同意</p> <p>11.6 1.75%国庫債券 (Exchequer Bond) のタップ発行, 満期5年</p> <p>1月 政府は工業金融会社, 商工金融会社の設立を発表 イングランド銀行と商業銀行が共同出資。共に主としては有限会社などの中小企業に中期資金を貸すのが仕事</p> <p>4.24 超過利潤税を中小企業のためにさらに緩和</p> <p>6.19 政府が金買い上げ価格を引き上げ 1オンス=168シリングから 1オンス=172シリング3ペンスへ</p>	<p>4月 H.S. Truman アメリカ大統領に就任</p> <p>5.7 ドイツ無条件降伏</p> <p>8.10 日本がポツダム宣言を受諾通告</p>

(追記) この研究には昭和61年度「文部省科学研究費補助金」の交付を受けた。